

議案第22号

三朝町印鑑条例の一部改正について

次のとおり三朝町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町印鑑条例の一部を改正する条例

三朝町印鑑条例(昭和50年三朝町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号を次のように改める。

(2) 成年被後見人

第12条第2項第3号を次のように改める。

(3) 後見開始の審判を受けたとき。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。